

BS日テレ ガバナンス指針への取り組み

2026年10月30日
株式会社BS日テレ

BS日テレは、常に大衆の基盤に立つ民間放送局として、その放送を通じて文化の発展、公共の福祉、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な世界の実現に寄与し、人類の幸福に貢献することを目的としています。知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に資するという民間放送としての職責を果たすために、放送の自主自律を堅持しつつ、人権尊重の徹底、法令や社会規範の遵守など、社会から信頼されるガバナンスの確立に取り組んでいます。

民放連が策定した「民間放送ガバナンス指針」の適用状況を下記の通り開示します。

1. 公共性の発揮

<基本原則>

- (1) 国民共有の財産である電波を預かって事業を展開していることを自覚し、公共の福祉の実現に寄与する。
- (2) 公正な報道を旨として、知る権利にこたえて健全な民主主義の発展に貢献する。
- (3) 放送法で求められている災害放送や視聴覚障害者向け放送を実施する。
- (4) 民間放送は、地域ジャーナリズムの担い手、情報・文化センターとしての機能を果たす。

■当社の取り組み

●経営理念・経営ビジョン

BS日テレは日本テレビホールディングスの一員として
「正確で速やかな報道、良質なコンテンツの提供と、多彩な文化の創造により、人々の生活を豊かなものにする。」と経営理念を定めています。「コンテンツの力で、“世界”を変える。」という経営ビジョンのもと、長期的に安定した業績の向上を図るとともに、社会への貢献度を高め、ステークホルダーとの関係を重視することが、企業価値の向上につながるものと認識しております。また、環境の変化に対応した迅速な意思決定と業務執行を実現し、経営の透明性と健全性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスの充実を目指しています。
「経営理念」「経営ビジョン」は下記サイトをご参照ください。
<https://www.ntvhd.co.jp/company/philosophy/>

●番組編成指針・番組基準

BS日テレは、不偏不党の立場を守り、民主主義の精神にしたがい、言論および表現の自由を確保し、以下の編集基準（報道、教育、教養、児童、娯楽番組等）に従って番組を企画・制作・放送しております。
1. 報道番組：事実を客観的かつ正確、迅速、公平に取り扱う。
2. 教養番組：多くの人の一般的教養の向上と品性の向上に資する。
3. 娯楽番組：健全な癒しを提供し、人々の生活内容を豊かにする。

「放送番組の編集基準」について、詳しくは下記サイトをご参照ください。
<https://www.bs4.jp/corporate/standard.html>

●取材・放送規範

日本テレビグループの報道・取材規範に基づき、国民の知る権利への奉仕、人権の尊重、客観性の確保、社会的影響力の自覚をもって取材・制作活動を行っています。個人情報の保護や青少年への影響に配慮し、放送の自律と信頼性の確保に努めています。

●災害報道・緊急連絡体制

大規模災害や緊急事態発生時には、全国波のBS放送事業者として速やかに災害情報・緊急報道を提供できる体制を整えています。社内組織として、緊急連絡網を整備・運用して、迅速な初動対応と放送継続体制を確保しています。

●地域住民の知る権利に応える報道

全国一波のBS放送の特性を活かし、全国の最新ニュース、ドキュメンタリー、教養番組等を放送し、国民の知る権利にこたえとともに、地域文化や社会課題の共有に貢献しています。

●主な自社制作番組・番組種別

当社の「番組表・放送番組」は下記サイトをご参照ください。
<https://www.bs4.jp/program/>

「番組種別・放送時間」等の公表情報は下記サイトをご参照ください。
<https://www.bs4.jp/corporate/>

<p>●字幕放送、解説放送</p> <p>視聴覚障害者や高齢者等へのアクセシビリティ向上のため、対応番組における字幕放送や解説放送の拡充に取り組んでいます。</p> <p>当社の「字幕放送・解説放送」番組は下記サイトをご参照ください。</p> <p>https://www.bs4.jp/jimaku/</p>
<p>●地域文化、経済振興に資する事業</p> <p>環境方針として「基本理念：全国にメッセージを発信する放送局として、地球環境保全をアピールするとともに環境負荷の低減に努める」を掲げています。番組や催事（文化・芸術・スポーツイベント等）を通じて環境保全や文化振興に貢献しています。</p> <p>「環境方針」については下記サイトをご参照ください。</p> <p>https://www.bs4.jp/corporate/environment.html</p>

以上の通り、「公共性の発揮」について、遵守しております。

2. 人権尊重の徹底

<基本原則>

- (1) 事業活動全般において人権尊重を徹底する。
- (2) 人権が尊重される社内体制を構築して、継続的に改善を行う。

■当社の取り組み

<p>●人権尊重のために講じている措置</p> <p>日本テレビグループの一員として、ＢＳ日テレは発信・提供するコンテンツを通して人権の尊厳を守るとともに、企業として人権課題に積極的に取り組んでいます。</p> <p>詳しくは下記サイトをご参照ください。</p> <p>https://www.ntvhd.co.jp/humanrights/</p>
<p>●ハラスメントなどの救済措置</p> <p>ＢＳ日テレでは、組織的または個人的な法令違反・不正行為・ハラスメント等の早期発見と是正を図っています。</p> <p>従業員には、社内イントラネットに相談窓口を掲載し、周知を行っています。</p> <p>またＢＳ日テレに関連する業務を行っているビジネスパートナーの皆さまからの相談等も受け付けています。</p>
<p>●人権尊重に関する研修会など</p> <p>社内において、「情報保護」やコンプライアンス、ハラスメント防止、個人情報保護に関する社内研修を立案・実施し、全社的な意識向上に努めています。</p>
<p>●人権尊重の取り組み事例</p> <p>差別・ハラスメントの禁止、労働者の権利尊重、放送コンテンツにおける人権配慮などの研修を定期的に行っております。</p>

以上の通り、「人権尊重の徹底」について、遵守しております。

3. 法令や社会規範の遵守

<基本原則>

- (1) 高い公共性が期待される放送事業者として、法令や社会規範を遵守する。
- (2) 役員・社員は高い倫理観と職業意識を養い、公正で透明な事業活動を行う。

■当社の取り組み

<p>●コンプライアンス委員会の設置・各委員会の役割明確化</p> <p>全社的なリスク管理およびガバナンス推進のため、「内部統制委員会」（委員長：於保浩之代表取締役社長、事務局：経営企画局）、「コンプライアンス委員会」（委員長：於保浩之代表取締役社長）、「放送倫理・個人情報保護管理委員会」（委員長：岩崎泰治取締役）等の各種委員会を設置し、役割と責任を明確化して業務の適正を確保しています。</p>
<p>●コンプライアンス憲章</p> <p>ＢＳ日テレは、日本テレビグループの全ての役員・執行役員・社員が遵守すべき、基本的な内部規範として定めている日本テレビ・コンプライアンス憲章を遵守しています。</p> <p>コンプライアンス憲章は下記サイトをご覧ください。</p> <p>https://www.ntvhd.co.jp/compliance</p>

●コーポレート・ガバナンス
放送法および会社法に基づき、取締役会による業務執行の監督と、監査役による適正な監査体制を維持しています。親会社である日本テレビホールディングス(株)および日本テレビ放送網(株)のガバナンス方針・原則とも連携し、企業倫理と透明性の向上に努めています。
●コンプライアンスに関する研修会など
「コンプライアンス体制」の確立と実施に伴い、全従業員を対象とした研修を行っています。
●コンプライアンスに関する対応について
考査部による番組・CMの放送基準遵守指導や、取材・制作におけるコンプライアンス違反防止チェックを徹底しています。
●有給休暇の取得奨励や長時間労働是正
就業規則および労務管理規程に基づき、総務人事部が出勤表・出勤簿の適正管理と労働時間の把握を行っています。社員の健康維持や過重労働防止のため、適切な労務管理を推進しています。また、年次有給休暇・取得奨励日を設定し、社員が有給休暇を取得しやすい環境を整備するとともに社員の健康維持やリフレッシュにつながる施策を実施しています。
●女性活躍推進
B S 日テレは2025年1月に『えるぼし（3段階目）』の認定を受けました。 今後も女性活躍を推進し、社会活動に貢献していく企業であり続けます。
●サステナビリティの取り組み
サステナビリティへの対応を加速させるために「サステナビリティ推進プロジェクト」を設置しております。年2回会社周辺の清掃を行っているほか放送番組を通じて、日本の伝統文化継承などの訴求を図っています。

以上の通り、「法令や社会規範」について、遵守しております。

4. 透明性の向上

<基本原則>

(1) 社会全体がステークホルダーであるという放送事業の性格を踏まえて、企業経営にかかわる諸情報（企業理念、役員の構成、基本的な財務情報など）の積極的な開示を行い、透明性を向上する。

(2) 自律が独善に陥らないように、幅広いステークホルダー（視聴者・リスナー、広告主、取引先、従業員、地域社会など）との対話の回路を強化

■当社の取り組み

●経営理念
正確で速やかな報道、良質なコンテンツの提供と、多彩な文化の創造により、人々の生活を豊かなものにする。 詳しくは、下記サイトをご参照ください。 https://www.ntvhd.co.jp/company/philosophy
●資本構成
資本金：40億円 創立：1998年12月2日
●主要株主
日本テレビホールディングス株式会社（100％子会社）
●役員構成
下記サイトをご参照ください。 ■株式会社 B S 日テレ https://www.bs4.jp/corporate/
●役職員数
■株式会社 B S 日テレ 役員：9名（代表取締役社長 1名、取締役 7名、監査役 1名） 職員：男性50名 女性31名 合計81名 2026年10月30日現在

●番組審議会委員

放送法に基づき、放送番組の向上改善と適正を図るため「ＢＳ日テレ番組審議会」を定期的に開催し、有識者委員からの意見を番組制作・編成に反映させています。委員など詳しくは下記サイトをご参照ください。

<https://www.bs4.jp/corporate/discuss.html>

●財務情報

官報決算公告および日テレホールディングスIR情報等を通じて財務情報を適正に開示しています。

貸借対照表の要旨
(2026年3月31日現在)
(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,033,027	流動負債	3,423,647
固定資産	1,536,064	固定負債	106,759
有形固定資産	356,452		
無形固定資産	27,649		
投資その他の資産	1,151,962		
		負債合計	3,530,407
		株主資本	18,038,684
		資本金	4,000,000
		資本剰余金	630,000
		資本準備金	462,250
		その他資本剰余金	167,750
		利益剰余金	13,408,684
		利益準備金	537,750
		その他利益剰余金	12,870,934
		純資産合計	18,038,684
資産合計	21,569,092	負債・純資産合計	21,569,092

損益計算書の要旨
自 2025年4月1日 至 2026年3月31日
(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
売上高	18,349,661	経常利益	3,134,557
売上原価	10,867,430	特別利益	
売上総利益	7,482,231	特別損失	615
販売費及び一般管理費	4,525,607	税引前当期純利益	3,133,941
営業利益	2,956,623	法人税、住民税及び事業税	946,690
営業外収益	178,073	法人税等調整額	△ 3,241
営業外費用	140	当期純利益	2,190,492

●ステークホルダーとの対話の回路強化

日本テレビの視聴者センターを通して、視聴者からの意見・要望・問い合わせに丁寧に対応するとともに、社内への共有と番組・サービス改善に活用しています。

以上の通り、「透明性の向上」について、遵守しております。

5. 適切な経営体制の確立

<基本原則>

(1) 取締役会は、株主からの負託にこたえて、関係者との取引関係も含めて適切な事業運営が行われるように業務執行を監督する。直接の業務執行を行わない社外取締役や監査役の役割は、特に重要である。

(2) 会員の代表者は、本指針適用の責任を担う。また、ガバナンス不全が疑われる重大な事案が発生した場合には、必要な情報開示を行いなが

■当社の取り組み

●取締役会の構成
株式会社ＢＳ日テレは、取締役8名（うち非常勤取締役2名）および監査役1名で構成されており、取締役会による業務執行の監督と適正な監査が行われる体制を構築しています。
●取締役会の開催状況・各取締役及び監査役の出席回数
<p>定時取締役会を定期的に開催し、重要事項の審議・決議を行っています。</p> <p>2025年度、ＢＳ日テレは、取締役会を7回（4月、5月、6月、7月、10月、1月、3月）開催しております。</p>
●社内のガバナンスの実効性を高めるために行った取締役会の議題設定
取締役会において、経営方針や予算策定・実行のほか、内部通報制度の改廃（2026年7月1日施行）等のガバナンス強化策について重要議題として審議を行っています。
●取締役会の実効性や効率性を確保するための取り組みや体制
職務分掌規程および稟議規程に基づく職務権限と決裁ルールを確立し、経営企画局が取締役会・部長会等の主要会議を円滑に運営することで、迅速かつ適正な意思決定を実現しています。
●人権侵害やコンプライアンス違反が発生した際の取締役会の関与状況
重大なコンプライアンス事案や内部通報事案が発生した場合には、内部統制委員会および取締役に速やかに報告され、是正措置・再発防止策を組織的に講じる体制が定められています。

以上の通り、「適切な経営体制の確立」について、遵守しております。